

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第14号

答申番号：令和3年度答申第11号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、保護開始時から所有していない洗濯機及び北海道胆振東部地震で故障した家電製品（以下、これらを「本件家電」という。）の購入費用は自立更生費として、原処分（生活保護費返還処分）から控除されるべきであると主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は遡及して支給された障害年金（以下「本件年金」という。）を受給したのであり、定期的に障害年金を受給している世帯においては、その全額が収入認定されていることとの公平性を考慮すると、請求人が主張する本件家電の購入費用を自立更生費として控除するに足る真にやむを得ない理由があると判断することはできない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件年金の受給に伴う保護費の返還額から本件家電の購入費用を控除することについて、処分庁と必要な協議を行っていなかったといわざるを得ないから、当該費用が控除されなかったことを理由に原処分を違法又は不当ということはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年7月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、遡及して受給した年金は、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、原則としてその全額が返還額とされるものの、真にやむを得ない理由による自立更生に係る費用がある場合は、例外として返還額から控除することができるものとされている。この基準の趣旨を踏まえると、地震等を要因として家電を破損した際の当該家電の買換費用は、個別事案ごとに慎重に考慮する必要があるものの、自立更生費に係る費用の対象となりうるというべきである。

このことを前提として本件をみていくと、同条の返還請求権の消滅時効は5年とされているところ、当該期間内に請求人が受給した保護費は本件年金額を上回ることが認められるから、原則として本件年金額の全額が返還対象となる。その上で、処分庁は、返還対象額から自立更生費として控除すべき費用があるか否かを検討するため、請求人に対し本件家電の購入に係る見積書等の提出を指示したこと自体は認められる。これに対して、請求人から当該購入費用を確定できるような全ての見積書等が提出されなかったため、処分庁は自立更生費として検討すべき控除額を確定できていない。この事情を考慮すると、本件年金額の全額を返還額とした原処分を違法又は不当ということはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子